

『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』論文要旨

第一部「古代の天皇祭祀」は、三章と付論から成る。

第一章「神宮祭祀と天皇祭祀—神宮三節祭由貴大御饌神事と神今食・新嘗祭の祭祀構造—」

伊勢神宮の両度月次祭・神嘗祭と朝廷の神今食・新嘗祭との祭祀構造を比較検討した。その結果、神宮の月次祭・神嘗祭の祭祀構造は、それぞれ宮中の神今食・新嘗祭の祭祀構造と対応関係にあることが明らかになった。そのことから、神今食とその延長線上にある月次祭は、皇室の祖靈祭に由来する祭祀と考えられ、神嘗祭と新嘗祭についても同様であることを指摘した。本章は、神宮祭祀が天皇祭祀の影響を濃厚に受けて成立した祭祀であることを明らかにした。

第二章「建礼門前大祓と天皇祭祀」

六月・十二月晦日の大祓が朱雀門を式場とするのに對して、平安時代初期から建礼門前を式場とする臨時の大祓が行われるようになつた。その目的としては、従来指摘されている「天皇・内裏のケガレ浄化」があつたと考えられる。しかし、先学の研究の中には、式に規定される中祓の穢發生による延引・停止のときには建礼門前大祓が執行されたとする見解がある。しかし、これは当らないことを明らかにした。天皇祭祀の延引・停止の際に建礼門前大祓は執行されたのであり、それらの天皇親祭が結果として中祓に規定されるようになつた經緯を論証した。

第三章 「院政期における朝廷の神祇信仰—令制四箇祭の変容と院公卿勅使を中心にして—」

祈年祭・両度月次祭・新嘗祭は、令制四箇祭として、古代律令国家における国家祭祀の基幹とされたいた。律令国家では、これら四箇祭は天皇祭祀と無関係ではなかつたが、どちらかというと、別個のものと理解されていた。それが院政期になると、伊勢神宮が強く意識されるようになり、令制四箇祭も神宮を対象とする天皇祭祀と認識されるようになる。それは、院による神宮への公卿勅使差遣にも示されている。本章では、それらの変容を跡付けた。

付論「繼嗣令皇兄弟子条の再検討」

「繼嗣令」皇兄弟子条については、この条項が皇位継承を規定したものとする研究が多い。また、それをふまえて、女帝の子も男帝の子と同様に皇統を継承する資格を規定しているとする研究も少なくない。それに対し、史料を仔細に検討した結果、「繼嗣令」皇兄弟子条はあくまでも皇親の範囲を規定したものにすぎないのであり、女帝の系統に皇統の継承を認めたものではないことを明らかにした。加えて、奈良時代に登場した数代の女帝も、当時不充分であつた皇太子制を補完するものであり、天智天皇が立制したという男子直系相続を目途とする不改常典の原則を貫徹するための変則的な処置であつたことを論証した。第二部「古代の神宮祭祀」は、八章から成る。

第一章 「伊勢神宮内外両宮の祭祀構造—由貴大御饌神事に関する試論—」

神宮の両度月次祭・神嘗祭の三節祭について、昼儀の奉幣儀と夜儀の由貴大御饌神事について考察した。奉幣儀は両宮ほぼ同様の祭儀であったのに対し、夜儀の由貴大御饌神事は、内宮のみ御飯の供進が見られたこと、御飯の供進が見られない外宮は、内宮鎮座より遅れて勧請された可能性の高いことを指摘した。した

がつて、由貴大御饌神事を根拠として従来指摘されている豊受大神の天照大神への服属儀礼、という説は当たらないことを、中島神事の分析を通して明らかにした。また、外宮の祭祀は大神宮司の支援の上に成立している点や独立性が内宮より低い点も指摘した。

第二章「伊勢神宮内外両宮の祭祀構造再考」

前章の内容については、加茂正典氏から由貴大御饌神事において御飯（粢）の供進があつた、とする批判が出された。さらに、近年、大野由之氏からも筆者の見解に対する批判が出されている。そこで、前章は発表から時間が経過していることでもあるので、改めて外宮では御飯の供進が見られなかつたことを確認した。併せて、大野氏の史料解釈は恣意的であり容認できないことを指摘した。

第三章「伊勢神宮祈年祭における御扉の開閉をめぐって」

律令国家の最重要な祭儀と位置付けられていた祈年祭は、在地の祭祀と密接に結びついていた。しかし、在地の祭祀を知るには史料的制約が大きい。そこで、神宮の祈年祭を対象として考察した。弘仁年間以前は、奉幣使は差遣されても祭儀の中心は宮司であった。しかるに、弘仁年間の祭主制成立以後は、奉幣使である祭主を中心とする祭に変容したことを明らかにした。だが、神祇官よりもたらされる幣帛であつたため、神宮の正殿不開の原則は弘仁年間以後も守られたことも指摘した。

第四章「伊勢神宮祈年祭と御田種蒔下始行事」

祈年祭と連動する神田の春耕行事である御田種蒔下始行事を考察した。この行事の斎行については、祈年祭（奈良平安時代では九月十二日）の前であるとする説と、後であるとする説がある。これについてには、祈年祭の前の初めの子日にこの行事は開始された、と考えるのが妥当であるという見解を示した。祈

年祭の後の行事と考えるのは、朝廷の幣帛を受けてから神田の春耕行事が開始される、という予見であり、神宮は祈念祭を三節祭と同じ比重で扱つていなかつたと思われることにも触れた。

第五章 「神衣祭と大嘗祭のニギタエ・アラタエ」

神衣祭は毎年四月と九月の十四日に、内宮と荒祭宮でのみ執行される天照大神の更衣の祭祀であつた。この祭祀は「神祇令」にも規定されている。しかし、『令集解』所収神衣祭条「令釈」や『令義解』神衣祭条を見ると、大嘗祭と神衣祭を混同している部分がある。それを示すのが、神衣祭には三河国赤引糸が使用された、という解釈である。これが誤解であることを明らかにし、当時の中央法曹官人が意外にも神宮の実態を把握していなかつた側面のあることに言及した。また、古記にも「凡別」とあることから天平十年（七三八）には、大嘗祭の祭神を中央法曹官人は、天照大神と考えていたことも明らかにした。

第六章 「古代の伊勢神宮祭祀」

伊勢神宮の祭祀として、祈年・神衣・月次・神嘗の四種の祭祀を概観した。その際に、同一の祭祀でも、内宮と外宮とで祭儀に違いのある場合があること、神宮の祭祀に対して、朝廷の中央官人と神宮との間で、認識の相違があつた場合もあること、に焦点に当てて検討した。そして、弘仁年間を境に、神宮祭祀に対する天皇の意志が重みを増していく傾向のあることについても触れた。

第七章 「神宮月次祭への祭主参加時期の検討」

神宮の月次祭への祭主参加について検討した。『弘仁式』の段階で、祈年祭の式日・幣帛使の祭儀での位置付けが確実になつたことを明らかにした。すなわち、それ以前の神宮の宮司主体の祭儀から、弘仁年間での幣帛使としての祭主の祭儀における役割が重くなつたことを指摘した。

第八章 「古代の遷宮と朝廷からの使者」

神宮の遷宮に際して、朝廷より内宮に神宝や装束を奉獻されることが、「伊勢大神宮式」に規定されている。この遷宮における神宝使について考察した。検討の結果、遷宮神宝使は天皇の内々の儀式として天皇の御在所で発遣儀が行われ、弁官が差遣されたと考えられることを指摘した。併せて、天皇の内々の儀式で発遣されたために、『日本後紀』までの正史には当初の発遣が見えないことにも触れた。

第三部 「神話と祭祀」は、四章から成る。

第一章 「鎮花祭と三枝祭の祭祀構造」

大神神社の鎮花祭・率川神社の三枝祭を考察の対象とした。この二つの祭と、四十一社を対象とする相嘗祭、この三祭は、律令国家により設置された祭祀でありながら、国家が直接奉祭するのではなく、在地の氏族を媒介とする間接的な奉祭であつたという共通点がある。それら令制三祭の祭祀構造を検討し、その背景には、律令国家が神々の祟咎を恐怖して、それらの祭祀を在地の氏族に委託していくという古代祭祀の実態を明示した。古代には朝廷は宗教統制を行い、氏族や人民を支配していたという学説が今日でもなお行われているが、それが空論であることも、明らかにした。

第二章 「二神約諾神話の展開」

皇室の祖神天照大神と藤原氏の祖神天児屋命との約諾について考察した。この二神約諾の淵源としては、天照大神と祭主大中臣氏との関係が大きく関わっていたことを明らかにした。のみならず、両宮相殿神も大きく交替させることを指摘した。

第三章 「二神約諾神話淵源考」

前章に引き続き、中世における神々の神話の一環として、神宮と春日明神が約諾したという二神約諾神話が登場した。その淵源はいつ頃か、またその思想はどうのようになつたかについて考察した。それは、大中臣氏が祭主として、天照大神に祝詞を奏上することになつた經緯を説明する神話であり、内宮の相殿神の交替にも展開していく神話であつたことを明らかにした。また二神約諾思想は、承久の乱前の混乱する朝廷の中で慈円が体系化したことなどを指摘した。

第四章 「真名鶴神話と伊勢神宮の祭祀構造」

六月・十二月に執行される神今食と十一月の新嘗祭において、天皇に供進される忌火御饌の起源を説明した神話に真名鶴神話がある。この神話では、宮中の忌火御饌は内宮の由貴御饌神事と不可分の関係にあるという。この神話の分析を通して、宮中の忌火御饌供進儀と神宮の三節祭における由貴大御饌供進儀とのつながりを明らかにした。また、この神話からも、外宮は内宮のミケツ神であり、従属的な存在として捉えられていたことも確認した。